平成２７年（フ）第３８９３号
大阪府守口市外島町３番15―405号、前住所大阪市旭区大宮４丁目６番７号ダイヤハイツ301
債務者　中田　明臣
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９７７号
大阪府八尾市田井中１丁目27番地　事業団宿舎６―304号
債務者　**廣**瀬直子こと　髙　　直子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０１７号
大阪市平野区喜連西６丁目２番55号、前住所大阪市此花区四貫島２丁目11番11号
債務者　中村　幸一
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０２７号
大阪府枚方市長尾元町１丁目33番１―212号
債務者　北岡　　透
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０６２号
大阪府高槻市五領町10番３―403号
債務者　内　　早苗
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２６号
山形市篭田１丁目６番22号　レジデンス青木103号
債務者　設楽　京子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４１号
山形市幸町14番13号　みつやまアパート　７号
債務者　平吹　安子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４１号
函館市本通２丁目53番12号
債務者　島崎　正之
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２４２号
函館市本通２丁目53番12号
債務者　島崎　貞子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２４８号
函館市宇賀浦町16番４号　２階右
債務者　尾野　和也
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２５１号
函館市昭和２丁目15番５号　アミーゴわか勝　Ｎｏ．13　203号室
債務者　田名部陽一
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２５７号
函館市本通１丁目23番36―201号
債務者　菅野　雄司
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７３号
岐阜県不破郡垂井町2161番地の１　駒引町営住宅28号
債務者　野津　妙仁
1　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第６５７号
埼玉県加須市睦町２丁目３番11号
債務者　佐藤　光義
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６５８号
埼玉県加須市睦町２丁目３番11号
債務者　佐藤　泰代
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９５７号
さいたま市浦和区大東１丁目20番46号
債務者　加藤　寛樹
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９９８号
埼玉県幸手市緑台１丁目16番８号
債務者　福島　仁志
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１００６号
埼玉県和光市西大和団地３番７号306
債務者　大野加代子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係